

議案第 32 号

三田市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

三田市農業共済条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 28 年 2 月 19 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市農業共済条例の一部を改正する条例

三田市農業共済条例（昭和47年三田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項第1号中「6月30日」を「5月20日」に改め、同項第2号から第6号までの規定中「11月30日」を「11月15日」に改める。

付 則

この条例は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。